

お 知 ら せ

平成29年9月

社会保険等未加入対策について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、四日市港管理組合では平成26年10月1日以降公告にかかる工事について、社会保険等への加入（適用除外を含む）を入札参加資格要件とする取組を行っています。今後、社会保険等未加入業者を排除する取組として、以下のとおり社会保険等未加入対策を行いますのでお知らせします。

I. 入札参加者への対策

四日市港管理組合発注工事では、最新の経営規模等評価結果通知書における社会保険等の加入の有無欄に「無」がある場合は、入札に参加できません。

（平成28年4月より実施中）

II. 元請業者等への対策

平成27年10月より四日市港管理組合発注工事において、社会保険等未加入業者との1次下請契約の締結を禁止しておりますが、さらなる社会保険等未加入対策として、平成29年10月1日以降公告にかかる工事について、元請業者は、当該工事にかかるすべての下請契約について、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である業者（建設業許可を有する者に限る。）を下請負人とすることを禁止します。

① 発注者の確認方法

発注者は、元請業者から提出された施工体制台帳・再下請負通知書の加入状況欄で確認します。

② 元請業者の役割

元請業者は、施工体制台帳作成時・再下請負通知書受理時に下請負人の社会保険等の加入状況を確認してください。

③ 元請業者への措置

元請業者が、当該工事にかかるすべての下請契約について、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である業者を下請負人としていた場合は契約違反に該当します。

④ 未加入業者への対応

元請業者は、施工体制台帳においてすべての下請負人について、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入であることを確認した場合は、当該工事の工期末までに社会保険等に参加させてください。